

京都ジョブパーク使用封筒広告要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府広告取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、府が発付する京都ジョブパーク使用封筒に掲載する広告（以下「封筒広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告内容等の制限)

第2条 封筒広告は、要綱第4条及び京都府広告取扱基準（以下「基準」という。）第3に定めるもののほか、封筒広告として適当でないと府が認めるものについては掲載しない。

(広告掲載料等)

第3条 広告掲載料の基準となる額は、府が別に定める。

- 2 広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。
- 3 広告主は、広告掲載料を原則として府が指定する日までに、府が発行する納入通知書により納入しなければならない。

(広告の規格、数量及び掲載時期)

第4条 広告の規格、数量及び掲載時期は、府が別に定める。

(広告の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、府が別に定める日までに、京都ジョブパーク使用封筒広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）を府に提出するものとする。

(広告原稿の提出等)

第6条 広告主は、府が別に定める日までに、府に広告の原稿を提出しなければならない。

- 2 封筒広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。
 - (1) 広告主の名称及び連絡先
 - (2) 上部に**広告**の表示

(広告内容等の変更及び修正)

第7条 広告主は、前条の規定により提出した広告の原稿を原則として変更及び修正することはできないものとする。ただし、府がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

- 2 広告主は、前項のただし書きにより広告を変更及び修正するときは、府にあらかじめ協議するものとする。

(広告主の選定)

第8条 府は、広告掲載希望者から第5条の規定による申込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が適当と認められるもののうち、広告掲載申込書に記載した申込価格が最も高い者から順に、予定の広告枠に達するまでの者を広告主として選定する。

- 2 前項による最後の順位の広告掲載希望者が、予定の広告枠数を超え、複数ある場合は、くじにより決定する。

3 前2項の規定による広告主の選定及び決定は、商工労働観光部雇用推進課において行う。

(広告主への通知)

第9条 府は、広告主を決定したときは、その旨を京都ジョブパーク使用封筒広告掲載（不掲載）通知書（別記第2号様式）により広告主に通知する。

(契約の締結)

第10条 府は、第8条の規定により広告主を選定したときは、前条の規定による通知後、速やかに当該契約を締結するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告及び掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不当な行為をしてはならない。

- 2 広告主は、掲載された広告に起因して府又は第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負う。
- 3 広告主の責に帰すべき事由により広告の掲載を中止するときは、これに伴う費用は広告主が負う。

(協議)

第12条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、府と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、封筒広告の取扱いに関する必要な事項は、府が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式

京都ジョブパーク使用封筒廣告掲載申込書

京都ジョブパーク使用封筒廣告要領第5条の規定に基づき、廣告掲載を次のとおり申し込みます。

なお、この申込書及び添付資料については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、京都府廣告取扱要綱及び同基準並びに京都ジョブパーク使用封筒廣告要領を遵守すること、府税の滞納がないこと並びに消費税及び地方消費税の未納がないことを誓約します。

令和 年 月 日

京都府知事 様

郵便番号

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

上記代理人

郵便番号

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

記

掲載を希望する媒体の名称	京都ジョブパーク使用封筒（角形2号・長形3号）
申込価格	円（税込）
廣告内容	添付原稿のとおり
添付書類	・会社概要 ・廣告原稿
担当部署及び担当者氏名 (連絡先電話番号)	

※1 代理人が申し込まれる場合は委任状を添付してください。

※2 申込価格は、最低限度額以上としてください。

※3 广告原稿には广告主の名称及び連絡先、上部に縦1.0cm×横2.0cm以上で **广告** と表示してください。

別記第2号様式

第 号
令和 年 月 日

申込者様

京都府商工労働観光部雇用推進課長 印

京都ジョブパーク使用封筒広告掲載（不掲載）通知書

令和 年 月 日付けで申込みのあった京都ジョブパーク使用封筒への広告掲載については、京都府広告取扱要綱及び同基準並びに京都ジョブパーク使用封筒広告要領に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 掲載を希望する媒体の名称	京都ジョブパーク使用封筒（角形2号・長形3号）
2 広告主	
3 決定事項	掲載・不掲載

委 任 状

私は下記の者を代理人と定め、京都ジョブパーク使用封筒広告に関する次の権限を委任します。

1 受任者（代理人）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

代理人印鑑

2 委任事項

令和 年 月 日

京都府知事様

委任者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印